

広島市告示第272号
令和6年5月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 マックスバリュ高陽店
 - (2) 所在地 広島市安佐北区口田四丁目6番32号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社フジ
代表取締役 山口 普
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
- 3 変更事項
別紙のとおり。
- 4 変更年月日
別紙のとおり。
- 5 届出年月日
令和6年4月26日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和6年5月9日から令和6年9月9日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年9月9日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(別紙)

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番5号	代表取締役 平尾 健一
株式会社中田商会	広島市佐伯区八幡東二丁目21番11号	代表取締役 中田 雅禧
株式会社大創産業	東広島市西条吉行東一丁目4番14号	代表取締役 矢野 靖二
大瀬戸 幹王	広島市安佐北区口田五丁目14番8号	
黒瀬 正和	広島市安佐南区大町東三丁目12番32-601号	

(変更後)

名称	住所	代表者氏名	変更の年月日	変更の理由
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	代表取締役 山口 普	令和6年 3月1日	統合のため
株式会社中田商会	広島市佐伯区八幡東二丁目21番11号	代表取締役 中田 雅禧	変更なし	
株式会社大創産業	東広島市西条吉行東一丁目4番14号	代表取締役 矢野 靖二	変更なし	
大瀬戸 幹王	広島市安佐北区口田五丁目14番8号		変更なし	
黒瀬 正和	広島市安佐南区大町東三丁目12番32-601号		変更なし	